

報告第3号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、上越市市税条例等の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めらる。

令和4年6月7日提出

上越市長 中 川 幹 太

専決第10号

上越市市税条例等の一部改正に関する専決処分書

上越市市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

上越市長 中川 幹 太

上越市市税条例等の一部を改正する条例

（上越市市税条例の一部改正）

第1条 上越市市税条例（昭和46年上越市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第82条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第82条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第8条の2第2項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第8条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を

「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

（上越市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 上越市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年上越市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、改正規定の本文中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に、「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

（上越市都市計画税条例の一部改正）

第3条 上越市都市計画税条例（昭和51年上越市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の上越市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（都市計画税に関する経過措置）
- 4 第3条の規定による改正後の上越市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例

による。